

令和元年第3回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 令和元年9月17日（火） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第113号 村上市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第120号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第127号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第128号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第129号 平成30年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 尾形修平君 | 2番 | 大滝国吉君 |
| 3番 | 平山耕君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 木村貞雄君 | 6番 | 長谷川孝君 |
| 7番 | 鈴木一之君 | 8番 | 河村幸雄君 |
| 9番 | 渡辺昌君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
- | | | |
|--------|-------|--------|
| 鈴木いせ子君 | 高田晃君 | 竹内喜代嗣君 |
| 小杉武仁君 | 川村敏晴君 | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|--------------|
| 副市長 | 忠聡君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |
| 同課国保室長 | 佐藤克也君（課長補佐） |
| 同課国保室係長 | 本間かおり君 |
| 同課健康支援室副参事 | 川崎健一君 |
| 同課健康支援室係長 | 東海林清美君 |
| 税務課長 | 建部昌文君 |
| 同課収納対策室長 | 大滝豊君（課長補佐） |
| 同課保険税係係長 | 石井美勝君 |
| 介護高齢課長 | 小田正浩君 |
| 同課高齢者支援室長 | 山田美和子君（課長補佐） |
| 同課高齢者支援室副参事 | 渋谷直人君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中加代子君 |
| 同課介護保険室長 | 高橋洋一君（課長補佐） |
| 同課介護保険室係長 | 近藤知子君 |

福 祉 課 長	木 村 静 子 君
同 課 福 祉 政 策 室 長	石 田 浩 二 君 (課長補佐)
こ ども 課 長	鈴 木 美 宝 君
同 課 子 育 て 政 策 係 課 長 補 佐	高 橋 朗 君
同 課 子 育 て 支 援 室 長	平 山 祐 子 君 (課長補佐)
同 課 子 育 て 支 援 室 副 参 事	小 林 毅 君
同 課 子 育 て 支 援 室 係 長	石 山 留 美 君

10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
書 記	菅 井 洋 子

(午前9時59分)

委員長 (渡辺 昌君) 開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分の案件を議題とする。

日程第2 議第113号 村上市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長 (こども課長 鈴木美宝君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(一般質問答弁の訂正)

こども課長 おはようございます。では、議案の説明の前に本会議一般質問4日目の稲葉議員の副食費に関するご質問に対し、その回答の中で非課税の世帯に対しては無料になるとのお答えをさせていただいていたが、年収360万円未満相当世帯の誤りだったので、訂正しておわびいたす。申しわけなかった。なお、第3子以降については保育料、副食費とも免除の対象になるので、補足で説明をさせていただく。また、本件については、本会議の最終日の場でも訂正をさせていただく。よろしく願いいたす。

(説 明)

こども課長 では、議案の説明に入らせていただく。議第113号は、村上市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。本案は、子ども・子育て支援法の一部改正により従来の子どものための教育・保育給付の認定と、今回新設される子育てのための施設等利用給付の認定とを区別するために用語が改められたことに伴い、子ども・子育て支援法と同様の表現を用いている箇所について所要の改正を行うものである。よろしく願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第113号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第120号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 小田正浩君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 おはようございます。それでは、議第120号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,400万円追加し、予算の規模を79億9,970万円にしようとするものである。7、8Pをごらんください。歳入では8款繰入金、1項4目事務費等繰入金1万5,000円の減額であるが、予算調整のため減額するものである。9款繰越金3億5,401万5,000円だが、前年度の繰越金である。次に、9、10P、歳出のほうになる。3款の地域支援事業費、3項4目在宅医療・介護連携推進事業費、説明欄の1、在宅医療・介護連携推進事業経費の通信運搬費6万9,000円だが、ときネット用タブレット端末2台に係る通信料が割り引き適用期間終了となって通信料不足が見込まれるため、追加をお願いするものである。4款の基金積立金、1項1目介護保険給付費等準備基金積立金1億3,166万1,000円だが、平成30年度の介護給付費等の精算により介護保険給付費等準備基金へ積み立てする保険料である。6款の諸支出金、1項3目償還金2億131万5,000円だが、平成30年度の介護給付費等の精算により国及び県へ返還するものである。内訳としては、国庫支出金が1億1,201万4,000円、県支出金が8,930万1,000円である。6款2項1目他会計繰出金2,104万3,000円であるが、平成30年度の介護給付費の精算により一般会計へ繰り出すものである。次に、7款予備費の8万8,000円の減額は、予算調整のための減額である。説明は以上である。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第120号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第127号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、議第127号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてよろしくご説明いたします。本特別会計における平成30年度の決算状況であるが、歳入総額65億8,040万5,718円、歳出総額63億2,715万711円となり、差引残額は2億5,325万5,007円となっている。平成30年度から新しく国保制度が施行され、新

潟県が財政運営の責任主体となったことから、予算の仕組みが大きく変わり、歳入歳出の款が大きく変更になっている。予算規模も縮小されたため、前年度と単純に比較はできないが、歳入では11億4,928万9,114円、14.9%の減少、歳出では10億6,039万8,233円、マイナス14.4%とそれぞれ減少となっている。それでは、歳入のほうから減少した歳入の主なものを説明させていただく。決算書の249から250Pをごらん願う。最初に、1款国民健康保険税だ。収入済額11億426万6,177円は、税率の引き下げ改定や被保険者数の減少などから、前年度より1億3,221万9,340円減少している。次に、251、252Pの4款国庫支出金は、東日本大震災による災害臨時特例補助金6万1,000円のみである。これは、制度改正により国庫支出金の交付先が県へと移行されたものが多く、前年度より14億円ほど大幅減少となっている。一方で、前年度より43億1,000万円ほど大きく増加したものは、5款の県支出金46億3,544万9,970円であるが、これは保険給付費等の財源として県から交付される仕組みに変わったことによるもので、歳入総額の70.4%になっている。続いて、歳出の主なものであるが、259、260Pをごらん願う。2款の保険給付費、支出済額45億1,466万6,504円は、歳出総額の71.4%を占めており、昨年度より362万2,955円の減少となっている。次の261P、262Pをごらん願う。制度改革により新設された3款国民健康保険事業費納付金、こちらは14億4,448万1,920円であるが、これは市町村が財政運営の責任主体である県へ納付するものである。最後に、次のページになるが、4款保健事業費、これの5,221万3,064円は、前年度より48万9,166円増加している。備考の中ほどにある特定健診委託料2,842万5,828円は、平成30年度より心電図、眼底検査について対象者全員に無料実施するほか、検査項目に血清尿酸値を追加し、健診内容の充実を図っている。また、人間ドック健診事業委託料901万円は、被保険者数が減少している中、前年度より79名ほど増加し、901名であった。以上、簡単であるが、説明のほうを終わらせていただく。

(質 疑)

(歳入)

- 尾形 修平 歳入の246Pの、これ不納欠損額が毎年同じぐらい出ていると思うのだけれども、不納欠損が。収入未済額がこれだけあるとなると、1億円そのぐらいあるとなると、毎年3,000万円ぐらいずつが多分不納欠損になっていくのかなとは私は思う。それと、その関連で、252Pの督促手数料が58万5,000円見ているのだけれども、かかっているのだけれども、これとの関連についてご説明してもらえるか。
- 税務 課長 この収入未済額あるいはその不納欠損額との督促手数料の関係であるけれども、年々徴収率が向上している。その関係で、収入未済額が年々減ってきているし、また督促手数料についても、昨年度が督促手数料が65万2,300円であったけれども、年々その徴収率が向上することによって、滞納している方も年々減ってきているという関係で、督促手数料も減ってきているというような関係がある。
- 尾形 修平 そうすると、この5年間で払わないと、言って見て時効になるわけだね。だから、その5年間で今課長のほうから徴収率が上がっていると言っているけれども、毎年言ってみて2,000万円から3,000万円ぐらいの不納欠損が出ていくというのがこれ事実だよ。5年間にその督促している内容も、ちゃんと徴収員の人が回っているのだと俺は思うけれども、新たにはがきとかそういうので出すだけではなくて、ことし滞納した人が5年間ずっと滞納しているというのが私は現実なのでないかなと

思うのだけれども、その辺課としてこの徴収率をさらに上げるためにどういう努力をするつもりなのか聞かせてくれ。

税務 課長

滞納されている方については、ほかの税目と同じように督促状を納期限20日までに送って、その後催告書を何回か送っている。そして、その後また臨戸訪問ということで訪問催告を行っているし、それでも納付または納税相談等がないような場合は、財産調査をさせていただいて、差し押さえを行っているという状況にある。そういったことを着実にやっているということで、徴収率が年々増加しているかというふうに考えている。また、時効の関係だけれども、時効については、やはり納めるのが容易でない方については、分納していただいているのだけれども、なかなか分納が追いつかないで時効になってしまう。納める努力はしていただいているのだけれども、そういったことで時効消滅になる場合がある。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

(歳出)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第127号は、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第5

議第128号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長

それでは、続いて議第128号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてよろしく願いいたす。本特別会計における平成30年度の決算状況だが、歳入総額6億9,462万7,382円、歳出総額6億8,219万334円となり、差引残額は1,243万7,048円となっている。前年度と比較すると、歳入では4,886万9,941円、7.5%、歳出では4,679万5,065円の7.3%とそれぞれ増加している。増加した歳入の主なものであるが、274、275Pをごらん願う。1款後期高齢者医療保険料、収入済額の4億7,197万6,360円は、保険料の改定などにより前年度より3,956万2,640円増加している。次の4款繰越金1,036万2,172円は、平成29年度保険料の最終納期が4月2日の影響で出納閉鎖期間分の収納額が前年度より大幅に増加し、翌年度精算分として繰り越されたものによるものだ。なお、繰越金のうち1,027万7,200円が平成30年度に広域連合へ過年度分として精算納付をいたしている。続いて、歳出であるが、278、279Pをごらん願う。第2款後期高齢者医療広域連合納付金6億6,675万2,613円は、歳入の保険料及び繰越金に含まれている過年度保険料分のほか、保険基盤安定繰入金が充てられており、前年度に比べ5,079万2,136円の増加となっている。最後に、3款保健事業費だが、481万2,752円の保健事業経費のうち、前ページになるが、5款3項の雑入で、県後期高齢者医療制度特別対策補助金の交付を274万

6,000円受けている。簡単ではあるが、説明は以上である。

(質 疑)

(歳入)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

(歳出)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第128号は、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第6 議第129号 平成30年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第129号 平成30年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。283、284Pをお願いいたします。収入済額の合計であるが、80億7,872万9,541円となった。次に、285、286Pであるが、支出済額の合計だが、77億2,194万5,634円であった。歳入歳出差引残額だが、3億5,678万3,907円を翌年度に繰り越しいたした。続いて、歳入の主なものをご説明いたします。287、288Pをお願いいたします。1款1項1目保険料、収入済額15億8,938万5,892円、不納欠損額213万670円、収入未済額が994万4,188円である。徴収率については99.25%である。2款の1項1目、備考の1、配食サービス事業負担金531万7,800円だが、1食300円の負担金で平成30年度は1万7,726回分となる。次に、4款国庫支出金だが、介護給付費調整交付金、地域支援事業交付金及び保険者機能強化推進交付金といたして、収入済額が19億9,071万7,939円であった。次に、289、290Pをお願いいたします。5款の支払基金交付金だが、介護給付費、地域支援事業支援交付金として、収入済額が19億2,408万9,136円であった。6款の県支出金だが、介護給付費、地域支援事業交付金として、収入済額が11億5,263万1,561円であった。次に、291、292Pをお願いいたします。8款繰入金だが、介護給付費、地域支援事業、事務費等、低所得者保険料軽減繰入金として、収入済額11億1,775万5,900円であった。歳入は以上だ。次に、歳出の主なものをご説明いたします。295P、296Pをお願いいたします。1款の総務費は例年どおりなので、省略させていただく。次に、297、298P、2款の保険給付費であるが、保険給付費全体では69億8,215万5,437円となり、前年と比較して742万2,776件、0.11%の減となった。なお、この保険給付費は、介護保険特別会計全体の90.42%を占めている。2款1項の介護サービス等諸費であるが、64億3,141万8,854円となった。内容は例年どおりなので、省略させていただく。次に、299、300Pであるが、2款2項

の介護予防サービス等諸費であるが、9,631万3,635円となった。内容は例年どおりなので、省略させていただく。次、303、304P、3款の地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費だが、1億255万2,093円となった。内容は例年どおりなので、省略させていただく。305、306Pであるが、3款2項の一般介護予防事業費だが、2,291万1,320円となった。内容は例年どおりなので、省略させていただく。307、308Pであるが、3款3項の包括的支援事業・任意事業費だが、1億5,515万5,762円となった。内容については例年どおりなので、省略させていただく。あと、309Pと310Pの3款3項8目任意事業費なのだが、備考欄の1の任意事業経費の3行目、配食サービス事業委託料で1,490万3,609円であるが、これは65歳以上の単身老人世帯等で調理が困難な要援護老人に対して配食サービスを行うと同時に、安否確認を行っている。説明については以上である。よろしく願いいたします。

(質 疑)

(歳入)

尾形 修平 先ほど国保のところちょっとお聞きしたのだけれども、国保と後期高齢とこの介護と、多分滞納されている方は、ほぼ同じなのでないかなと思うのだけれども、そういうのは人数的に把握できているか。

税務 課長 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、基本的に今被保険者が変わってくるので、同じ人ということでは限らないわけだけれども、国民健康保険税のほうがこれも滞納世帯については年々減ってきていて、平成30年度については699世帯が滞納世帯となっている。

(何事か呼ぶ者あり)

税務 課長 済みません、後期と介護、ちょっと今調べて後でまた報告、答弁させていただく。

尾形 修平 それと、介護高齢課長に聞くのだけれども、この福祉の中で見せてもらった中で、要介護3以上が年々減少してきているというのは、私の考えからすると年々逆に上がっていくのがあれでないかなと思うのだけれども、この原因についてどういうふうな分析している。

介護高齢課長 いろいろ考えられるかもしれないけれども、私は介護予防の事業も結構きいているのではないかとこのと、あと施設のほうとか、デイサービスのほうでもリハビリ等もやっているわけなのだ。その効果も出ているのではないかなと、ちょっと私は思っている。

尾形 修平 では、認定に関しては厳しくなっているというような受けとめをしなくてもいいということだね。

介護高齢課長 この間の一般質問にあったけれども、そういうのは全然今変わっていないので、そういうことはないと思う。

尾形 修平 了解した。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

(歳出)

木村 貞雄 今回総務費とか保険給付費それぞれ減少しているのだけれども、地域支援事業が増額しているのだけれども、この辺についての中身についてわかりやすく説明しても

らいたいのだ。

介護保険室係長 地域支援事業の予算が増額になっているのだけれども、地域支援事業自体の事業費のほうは、見込みが少なかったりとかと減少しているのがあるのだけれども、地域包括支援センターの職員人件費で、支出する職員数が1人ふえている。

(何事か呼ぶ者あり)

介護保険室係長 失礼した。事業費のほうは、配食サービスの委託料等がふえている。

地域包括支援センター長 地域支援事業について説明したいと思う。地域支援事業の主な中身は、要支援1、2の軽度者の訪問や通所のサービス利用料がこの事業の多くを割と占めている。これが介護保険の給付費から外れて、この地域支援事業の中に位置づけられたため、そここのところの給付費という形でのものがふえているかと思われる。あと、そのほかにこの事業を通して介護保険軽度者のサービスの計画を立てるサービス計画費と、それから一般介護予防事業、元気な高齢者をふやす事業を行っている。また、地域のケアマネジャーさんをサポートする包括的、継続的ケアマネジメント事業や、それから認知症の施策の事業等もこの事業費の中に含まれている。

木村 貞雄 今後も、まだまだその認定受けるときに要支援というの若干ふえていく見込みあるのだろう。

地域包括支援センター長 こちらのほうは、ふえていくと思われる。重度の方が減っていったはいるのだけれども、軽度なちょっと体の動きが悪くなったとか、そのせいで日常生活がままならなくなっている高齢者というのはふえている。ご存じのように、認知症の高齢者もふえている。そういった関係で、軽いうちから介護認定を受けたいと望まれる方がふえているのも現状である。以上だ。

税務 課長 先ほど尾形委員からご質問あった件であるけれども、滞納者数であるが、国民健康保険税が先ほど申し上げたが、699、介護保険料が208、後期高齢者医療保険料が73となっている。以上だ。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第129号は、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長(渡辺 昌君) 閉会を宣する。

(午前10時34分)